

京都大学	博士（ 法 学 ）	氏名	御幸 聖樹
論文題目	議会拒否権の憲法学的考察－権力分立論の観点から		
(論文内容の要旨)			
本論文は、議会拒否権、すなわち、議会を構成する機関（両院、一院又は委員会等）が立法手続を経ずに執行機関（独立行政委員会を含む。）の行為の効力を決定する権限のうち、委任命令に対する議会拒否権に焦点を当てて、権力分立論の観点から、その合憲性を検討したものである。 本論文においては、アメリカ及びイギリスにおける委任命令に対する議会拒否権について調査・分析を行い（第一部）、アメリカにおける議会拒否権の合憲性に関する判例及び学説を検討した上で（第二部）、日本において委任命令に対する議会拒否権が導入された場合の合憲性について考察する（第三部）という、三部構成がとられている。 第一部において、まず、アメリカでは、チャダ事件及びその後の連邦最高裁判決によって、委任命令に対する議会拒否権は違憲とされたが、チャダ事件以後も、委任命令に対する議会拒否権は事実上存続し、あるいは、チャダ事件で示された判例法理に反しない議会拒否権類似の制度が創設され、実質的に議会拒否権が認められているのと同様の運用がなされていることが確認されている。 次に、イギリスにおいては、議会主権の理論により議会拒否権の合憲性が当然視されていること、授權法律の規定に基づいて様々な形態の議会拒否権が認められていること、及び議会内委員会が各議院の審議を補助し、重要な役割を果たしていることなどが確認される。 以上の点を踏まえて、日本国憲法の下での委任命令に対する議会拒否権の合憲性を検討する際には、日本国憲法が議会主権を前提としていない以上、イギリスの議論に依拠することは困難であり、議院内閣制と大統領制との差異はあるものの、アメリカにおける議論を参考にすることが有用であると指摘する。 第二部では、まず、アメリカにおける判例・学説は、委任命令に対する議会拒否権の性質、当該議会拒否権が他の憲法上の機関の権限侵害になるか否か、及び行使手続の合憲性の三段階で整理することが適切であるとし、委任命令に対する議会拒否権の合憲性を判断する際の着眼点が示される。そして、アメリカにおける判例・学説を、純立法権説、留保的委任権限説、効力発生条件説、必要かつ適切条項権限付与説、及び性質決定不要説の5つに分類した上で、各説の根拠及びその問題点について考察している。 その上で、まず、委任命令に対する議会拒否権の性質について、当該権限を付与された議会内機関は、自らの意思に反する委任命令を拒否し続けることによって、委任命令の形成に関与することができるようになるが、委任命令の規			

律事項が本来法律事項であることに鑑みると、議会内機関が法律事項について実質的に決定することになるとして、立法権に当たると論証している。

そして、法律事項につき規範を定立することは、そもそも議会の権限である以上、法律事項を規律する委任命令の制定手続に議会拒否権が付されるとしても、議会の権限を新たに拡大させるものでも、執行機関の権限を縮小させるものでもなく、他の憲法上の機関の権限を侵害しないと主張する。

しかし、議会内機関が委任命令の形を借りて法律事項を決定することにより、憲法の定める立法手続が回避されることは許されないから、立法手続によらない、委任命令に対する議会拒否権は違憲であると論じられている。ただ、他方で、たとえ立法手続を経たとしても、決議の種類等を工夫することにより、実際上は議会拒否権的運用が可能であることが示されている。

最後に、第三部では、第二部における検討を踏まえて、日本において委任命令に対する議会拒否権が導入された場合の合憲性が検討されている。第二部と同様に、委任命令に対する議会拒否権の性質が立法権であること、及び、委任命令に対する議会拒否権は他の憲法上の機関の権限を侵害しないことについて確認をした上で、行使手続の合憲性については、衆議院の優越が憲法上要請されるかどうか、委任命令に対する議会拒否権を認めることが立法手続の回避を招くものかどうかの二点を検討している。

まず、衆議院の優越が憲法上要請されるかどうかについては、委任命令に対する議会拒否権の性質は立法権であるから、議会拒否権の行使が憲法上許容されるのであれば、その行使手続にも衆議院の優越が要求されると主張する。

次に、委任命令に対する議会拒否権を認めることが立法手続の回避を招くものかどうかを検討されるが、最初に、両院決議型の議会拒否権は、日本国憲法の下では立法手続と同様の手続であり、著者の議会拒否権の定義には含まれないものの、このような両院決議型の手続を認めたとしても、違憲ではないことが確認されている。その上で、委員会拒否権、一院肯定的決議型及び一院否定的決議型の拒否権が個別に検討され、すべて立法手続の回避を招くとする。

以上の検討を踏まえて、日本国憲法下において委任命令に対する議会拒否権を導入することは違憲であり、国会による委任命令統制手法としては立法手続と同様の両院決議型による必要があること、及び、両院決議型によるとしても、委任命令が国会に提出されてその審査に服すること自体が執行機関への有効な統制であるとともに、イギリスのように、提出される委任命令を選別する委員会を設置して議会審査の効率性を上げるのであれば、国会による委任命令統制がほとんどなされていないわが国の現状を改善し得ることが、結論として示されている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、委任命令に対する議会拒否権に関する問題について、アメリカやイギリスにおける制度及びその運用を丹念に調査するとともに、議会拒否権の合憲性に関するアメリカの最高裁判例及び学説の検討を行い、我が国にこのような制度を導入した場合の憲法上の問題点を、主として権力分立論の観点から明晰に論じたものであり、議会による政府統制の在り方に関して新たな知見をもたらす優れた水準の業績であると評価できる。

第一に、本論文は、その検討に際して、委任命令に対する議会拒否権の性質、他の憲法上の機関の権限侵害の存否、及び拒否権の行使手続の合憲性という3つの観点を導入し、また各観点に関するアプローチの仕方を類型化することによって、チャダ事件合衆国最高裁判決以来、多岐にわたって展開してきた学説を的確に整理する。その上で、アメリカやイギリスにおける制度の検討を踏まえて、拒否権行使の主体に着目した二院型、一院型及び委員会型の区別と、議決の種類に着目した肯定的決議型及び否定的決議型の区別を組み合わせ、各類型ごとに憲法上の問題点を丁寧に析出しており、錯綜する議論を分析する手法の明晰さと堅実さが評価される。

第二に、本論文は、このような分析を基礎として、各類型の相互関係を綿密に検討し、我が国の議院内閣制において、委任命令に対する議会統制は、議決の種類等を工夫することにより、通常の立法手続と同等の手続で行うことが可能であって、憲法上問題のない形で実質的に議会拒否権を導入することができることを説得的に論証しており、その緻密な論理の展開が高く評価される。

第三に、これまで、議会拒否権は、行政国家化に対抗する議会統制の有効な手段として、民主主義的な意義が強調されがちであったが、本論文は、各国の憲法規定の相違を十分に踏まえながら、執行府と議会間又は議院内閣においてねじれ現象が生じる場合、議会拒否権が政治的意思決定の不全を招いたり、政策変更を阻止する手段として用いられったりする危険を明らかにしている点に、重要な意義が認められる。

第四に、委員会審議を活用することの重要性など、委任立法に対する議会統制を効果的に行う方法について積極的な提言を行っている点も興味深い。

もっとも、具体的にどのような議会統制の手続が立法手続と「同等の手続」と認められるのか、また委任立法の議会統制手続において修正権が認められるのかなど、まだ十分に論じきれていない点も残されている。さらに、行政処分や行政計画等に対する議会拒否権の検討を通じて、議会拒否権に関する憲法問題の全体像を解明することも待たれるところである。しかし、限られた射程とは言え、外国法理論の分析に留まることなく、我が国にかかる

制度を導入した場合の合憲性について検討し、日本国憲法の解釈理論に貢献する知見を示したことは、高く評価されなければならない、

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

なお、平成24年2月7日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。